

大町市北部地域包括支援センター運営規程

(令和6年4月1日現在)

(事業の目的)

第1条 大町市が業務委託する大町市北部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び、指定介護予防ケアマネジメント事業、（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、主任介護支援専門員等、社会福祉士その他の従業員（以下「担当職員」という。）が、事業対象者及び要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

2 総合相談支援業務及び、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（以下「業務」という。）においては関係機関と連携を図り、個別の課題を抱えた相談者が住み慣れた地域で尊厳を尊重されて暮らし続けられる事を目的とする。

3 生活支援体制整備事業、認知症総合事業（以下「その他の事業」という。）においても、担当職員は地域住民とともに、介護予防及び生活支援・認知症地域支援の体制が充実することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、生活者として自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、また、その他のサービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合かつ効率的に提供され、再び生活者の参加の場に復帰できるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは総合事業の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供にあたっては、利用者の希望や意欲を基礎として、保険医療福祉サービス及び介護予防、総合事業サービスだけでなく、自立支援に利する社会資源の活用のもと行う。

5 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

6 事業及び業務の運営に当たっては、自立に向けた視点と、個別課題の解決を通してネットワークの構築と地域課題の発見につながる視点を重視して、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

7 その他の事業の実施に当たっては、住民による自発的な地域活動への協力と大町市などの多機関との連携により、介護予防、生活支援、認知症地域支援の社会資源の創出に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 大町市北部地域包括支援センター
- ② 所在地 長野県大町市平8940番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

- ② 担当職員

保健師等 1名以上(常勤)

主任介護支援専門員 1名以上(常勤)

社会福祉士 1名以上(常勤)

上記、担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

認知症地域支援推進員 1名(常勤)

生活支援コーディネーター 1名(非常勤)

上記、担当職員は、生活支援体制整備及び認知症総合支援事業に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

※緊急対応できるように 24時間 365日電話相談が可能な体制とする。

(指定介護予防支援等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定ほか、アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例)に従って実施。

- ② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- ③ サービス担当者会議について
 - (1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - (2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ④ 担当職員による居宅訪問頻度等
 - (1) 提供開始月
 - (2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - (3) サービスの評価期間が終了する月
 - (4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回
- ⑥ 事業対象者は年に1回基本チェックリストを行い、状態の把握に努める。

(総合相談支援業務)

第7条 高齢者の相談窓口として丁寧な相談を旨として、心身及び生活に課題を抱える相談者が、尊厳が尊重されるなか生活者として自立した日常生活が営めるように、他機関と連携しながら課題解決を図る。

(包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)

第8条 指定居宅介護支援専門員が利用者を支援するうえで、尊厳が尊重され、生活者として自立した日常生活を営むことが出来るように協力する。また、「地域ケア個別会議」や「実践力向上」の場としても機能する、定期的な連絡会を開催して協力関係の強化に取り組む。

(地域ケア会議)

第9条 居宅介護支援専門員はじめ多職種及び民生委員等住民との「地域ケア個別会議」により個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見の機能強化を図り、類型及び明確化された課題を大町市及び協議体の協力のもと開催される「地域ケア推進会議」へ提案、地域づくり・資源開発、政策形成につなげる。

(生活支援体制整備事業)

第10条 生活支援及び介護予防の為に社会資源を、住民の自発的な地域活動と協力しながら

創出する。また、住民主体の議論の場である協議体の運営に協力し、地域課題を明確にすると共に地域づくり・資源開発及び政策形成につなげる。

(認知症総合支援事業)

第11条 認知症になっても住み慣れた居宅で暮らし続けることが出来るように、認知症支援の啓発を図るとともに、見守りをはじめとした支援する人材や場所を養成する。

2 支援対象の認知症の方は、症状の緩和と生活の困難さ軽減のため、大町市をはじめ多機関と連携して早期の課題解決を図る。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、大町市とする。

(事故発生時の対応)

第13条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(業務継続の事項)

第14条 地震や台風などの自然災害や感染症のまん延などにより、通常通りの業務を実施することが困難な場合が考えられるが、①人命安全の確保 ②関係機関との連携、社会的責任の遂行、③業務の継続、以上の実現のため当センターの業務継続計画（BCP）に則り業務遂行をする。また、業務継続の確保のため計画の定期的な見直しと訓練及び研修を行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 利用者の人権の擁護のために以下の措置を講じ虐待防止に努める。

① 虐待防止検討委員会をセンターに設置して定期的を開催し、虐待防止の取り組みや理解を職員に周知徹底する。

② 虐待防止の指針を整備する。

③ 全職員が虐待防止のための研修を年に1回以上開催もしくは受講する。

2 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業及び、包括的・継続的ケアマネジメント事業実施中に、担当職員もしくは養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか大町市に報告し、大町市と虐待防止検討委員会が連携して要因の除去に努める。

(その他運営についての留意事項)

第9条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を年複数回設けるものとし、

また、業務体制を整備する。

- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援及び指定介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的効果的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務ができるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日に変更して施行する。

この規定は、令和6年4月1日に変更して施行する。